平成２８年（フ）第１１６号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番36号ハイツまるいＮＯ161―106号
破産者　田中　一美
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番２―202号
破産者　佐々木清光
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８９号
北海道北見市とん田東町539番地１　夢ふうせんとんでん105号、前住所北海道北見市山下町３丁目２番18号　はるみＡ１Ｆ
破産者　秘伝南部鶏めっけもんこと　渡辺　敏文
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
青森県八戸市長根２丁目11番18号　エイトランドＡ７号、前住所青森県三戸郡階上町蒼前東６丁目９番地102
破産者　森川　幸子（旧姓松浦）
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
福島県大沼郡会津美里町新屋敷字東十二神甲1830番地２、前住所神奈川県横浜市青葉区さつきが丘25番地26　フィオーレＮ　203
破産者　村松　直樹
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
石川県白山市安養寺町イ53番地５
破産者　竹山　一博
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０３号
静岡県御殿場市西田中21番地　リブ・ニュースミスＢ307、前住所静岡県御殿場市二枚橋96番地の２　メルレ御殿場309
破産者　小島　茂芳
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
愛知県一宮市開明字絹屋田12番地１　ＰＵＲＥ　ＥＲＩＮＯ　Ｂ号
破産者　西村　明子（旧姓大曲）
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６７号
大津市北大路２丁目15番41号
破産者　南田　　彰
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８２号
奈良県大和郡山市小泉町1678番地１　小泉県営住宅Ａ－４棟104号
破産者　中東　正克
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５４号
愛媛県宇和島市吉田町東小路甲155番地１
破産者　濵田　浩信
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２５５号
高知市中万々864番地２
破産者　石川　正人
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６９７号
北九州市小倉北区高尾１丁目41番30―205号
破産者　伊藤　梨沙
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５５号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷45番地４
破産者　西川　貴宏
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
宮崎市清武町今泉乙2150番地、前住所宮崎市清武町今泉乙250番地８
破産者　長友　吉隆
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７０号
宮崎市大字鏡洲2394番地２
破産者　野本由美子
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３８０号
宮崎市佐土原町下那珂4707番地　市営住宅小牧台53―１棟２号
破産者　谷口　孝子
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番12―53号
破産者　松元　大樹
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係